

令和5年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 付帯工事及び管理一式

ア みなとみらい21埋立事業

イ 南本牧埋立事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 完 成 土 地 収 益		12,749,386 千円
第1項 営 業 収 益		12,659,230 千円
第2項 営 業 外 収 益		90,156 千円
支 出		
第1款 完 成 土 地 費 用		10,458,660 千円
第1項 営 業 費 用		9,836,364 千円
第2項 営 業 外 費 用		602,296 千円
第3項 予 備 費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,290,404 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 **5,845,264 千円**

第1項 みなとみらい21
埋立事業収入 4,264 千円

第2項 南本牧埋立事業収入 5,841,000 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 **17,135,668 千円**

第1項 埋立事業費 1,241,404 千円

第2項 企業債償還金 15,874,264 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(重要な資産の処分)

第7条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量	処分の 態 様
(1) 処分する資産	土地	みなとみらい21 埋立 地	21,000m ²	売 却

令和5年2月7日提出

横 浜 市 長 山 中 竹 春